平成２１年（フ）第３０３号
愛知県一宮市三ツ井７丁目７番１号　リトルシャトー203号
債務者　服部　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１７７１号
福岡市博多区冷泉町２番８―501号、旧住所福岡市中央区警固２丁目２番19―1401号
債務者　清家淑子こと　高　　允淑
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８６６号
福岡県前原市前原北３丁目６番16号
債務者　國崎　　博
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８６７号
福岡県前原市前原北３丁目６番16号
債務者　國崎　春美（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０号
福岡市西区姪浜駅南１丁目３番26―605号
債務者　永島　光雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１号
福岡市西区姪浜駅南１丁目３番26―605号
債務者　永島須美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７８号
福岡市中央区笹丘３丁目１番19―403号
債務者　中野　義生
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７９号
福岡市中央区笹丘３丁目１番19―403号
債務者　中野由美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９４９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋450番地１―202号
債務者　井上　文彦
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９９５号
福岡県太宰府市長浦台３丁目16番８号
債務者　堀内　圭介
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０６５号
福岡市東区和白２丁目16番２号
債務者　山内　広子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０７６号
福岡市西区周船寺１丁目16番15―205号
債務者　嶋田　航也
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０８７号
福岡市博多区博多駅前４丁目22番25―306号
債務者　姫野　秀成（旧姓上坪）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１４７号
福岡市博多区光丘町１丁目１番８号
債務者　麻生　年勝
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２０７号
福岡市南区西長住３丁目37番203号
債務者　畠中　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２２８号
福岡市南区柳河内２丁目10番53―711号
債務者　中島　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４２号
福岡市早良区飯倉３丁目33番21号
債務者　寺町　　潤
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８１号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目23番地
債務者　笹本　義裕
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部